

廃校舎の利活用の取扱いについて

統合に伴う廃校後の校舎の利活用については、次のとおり取扱います。

1 地元自治会等での利活用

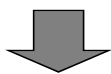
学校は閉校となった時点で、学校以外の活用も可能な普通財産となるが、長い間地域コミュニティの機能や役割を担っていたことを鑑み、地域住民による管理のもと、地域の活動の場として利用する。

※廃校後は、施設・設備の小破修繕は行うが、老朽化等による大規模な改修は行わない。

※活用方法によっては、消防法の規定に基づき制限される場合がある。

<これまでの活用事例>

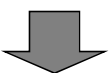
- ・ 山谷番楽や羽川剣ばやしなどの地域にある伝統文化の練習場として、体育館を活用
- ・ 地域のスポーツレクリエーションの場として体育館やグラウンドを活用

**2 教育委員会および市内での利活用**

地域での活用がない場合、教育委員会および市内での活用を検討する。

<これまでの活用事例>

- ・ 倉庫、書庫
- ・ 古民具、生活用品等の展示、保管場所

**3 民間での利活用**

地域、行政での活用がない場合、民間での活用を検討する。

※利活用にあたっては、都市計画法などの土地利用の方針を確認する必要がある。

<これまでの活用事例>

- ・ 地域一体型6次産業化モデル事業
- ・ 体験育児サポート拠点